

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 203 「破産更生債権等の未収利息に関する会計処理」について

今回は、「破産更生債権等の未収利息に関する会計処理」について、ご紹介します。

金融商品会計基準（注9）では、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならないとしています。

1. 不計上の判定と処理

未収利息を不計上とする延滞期間は、延滞の継続により未収利息の回収可能性が損なわれたと判断される程度の期間であり、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当と考えられます。また、利息の支払を契約どおりに受けられないため利払日を延長したり、利息を元本に加算することとした場合にも、未収利息の回収可能性が高いと認められない限り未収利息を不計上とします。

未収利息を不計上とした債権については、既に計上されている未収利息の残高を損失として処理しなければならないとされています。その処理方法としては以下のいずれかによるとされています。

(1) 原則法

当期に対応する利息は受取利息の計上を取り消し、前期以前に計上された部分については、貸倒損失の計上又は貸倒引当金の目的使用として処理します。

(2) 簡便法

多数の債権を有し、継続的に未収利息不計上債権が発生することが避けられず、原則法を適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として処理することができます。

2,一部入金の処理

未収利息を不計上とした債権について入金があった場合、入金額の全部又は一部について当該契約に基づく利息の支払であることが明確であれば、利息部分は利息の入金として処理し、そうでない部分は元本の入金として処理します。

3,再計上の要件

一旦未収利息を不計上とした債権は、実質的に元利の回収可能性が回復したと認められることとなった時点で、未収利息を計上する債権に戻します。

具体的には、次の全ての条件を満たすことが必要です。

- (1) 債権が一般債権に区分される条件を満たしていること。
- (2) 債権が元利とも原契約の条件で延滞を解消していること。

したがって、元本又は利息の受取の条件を緩和したことにより延滞を形式的に解消しただけでは、この条件を満たしたことはありません。

ただし、債権元本の一部放棄等により貸倒損失を認識し、又は原契約を変更して金利を減免し、かつ、残債権が元利とも回収可能性に懸念のない状態になった場合には、それ以後に発生する利息を未収利息として計上します。

関連基準等

金融商品に関する実務指針 第 119 項、120 項、121 項